

中間整理（取組の方向性）

令和 4 年 1 2 月 2 3 日
内閣府

中間整理（取組の方向性）

- 世界とつながり、世界との人・モノ・カネの自由な往来を通じて、我が国の経済の成長を目指し、①海外から見て魅力ある成長分野の強化、②海外の人材や資金を呼び込むビジネス環境の改善、③海外向けの発信、体制の強化を通じて、我が国の地域活性化や経済の発展につながる形で海外からの人材や資金を呼び込む「新たなアクションプラン」を来年春頃に策定。
- 同アクションプランの策定に向けて、年末、取組の方向性についての「中間整理」を取りまとめ（12月23日第3回WG）。
- 年初以降、各施策の具体化を進め、現行の目標・KPIのフォローアップ・再検証を実施した上で、原案を年度内を目途に取りまとめ、対日直接投資推進会議で決定。
- 2023年より、本アクションプランの実施、及び、来春に予定されるG7等の機会を通じたトップレベルでの情報発信などにより、我が国への大胆な投資拡大を図る。

項目

1. 海外から見て魅力ある成長分野の強化

- ・海外スタートアップや海外投資家・ベンチャーキャピタルの誘致
- ・外国人起業家の在留資格の要件緩和など参入環境の改善
- ・半導体、バイオ、GX、DXなど重要分野への投資促進
- ・地方活性化につながる人材や資金の呼び込み 等

2. 海外の人材や資金を呼び込むビジネス環境の改善

- ・高度人材受入れ促進
- ・留学生交流促進・定着支援
- ・投資の予見可能性の向上
- ・国際金融センターの実現（例：法人設立支援）
- ・行政手続等のデジタル化などビジネス・生活環境の整備 等

3. 海外への発信・プロモーションの強化

- ・開国プロモーション活動等による対日投資喚起
- ・在外公館、JETROなど在外邦人機関の抜本強化（例：公館長を中心とした働き掛け）
- ・G7サミット等の機会を捉え、トップレベルでの発信・プロモーション強化 等

1. 海外から見て魅力ある成長分野の強化

(1) 有望なスタートアップの創出、海外スタートアップの呼び込み

- 海外アクセラレーターの支援を受け、国内スタートアップの事業戦略策定、専門家とのメンタリング、ネットワーク拡大等を実施するグローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラムを拡充。【内閣府、経産省】
- 海外トップ大学の誘致、優秀な研究者の招へい等により、ディープテック分野の国際共同研究とインキュベーション機能を兼ね備えた、官民の資金導入によるグローバルスタートアップキャンパスを創設。【内閣府】
- 海外投資家の実務の実態も踏まえながら、グローバルスタンダードに沿ったモデル契約書の作成・周知を行うなど、海外投資家と国内外のグローバルトップ人材が我が国のスタートアップ・エコシステムで活動しやすい世界クラス的环境を整備。【経産省】
- 外国企業の日本進出支援事業及びJ-Bridge（ジャパン・イノベーション・ブリッジ）を活用し、スタートアップ含む海外企業と日本企業の協業及び国内への誘致を促進。【経産省】
- 世界をリードするベンチャーキャピタルや機関投資家、著名な起業家等を招聘するイベントを日本で開催し、ビジネスマッチング等を通じて海外と日本のスタートアップ関係者の繋がりを強化。【経産省】
- グローバル市場に挑戦するスタートアップの起業を志す若手人材をシリコンバレーに派遣（派遣規模を年間20名から年間200名に拡大、今後5年間で1000人規模）。【経産省】 等

(2) 海外投資家・ベンチャーキャピタルの呼び込み

- 中小企業基盤整備機構、産業革新投資機構等、公的資金による国内外ベンチャーキャピタルへの有限責任投資を強化。【経産省】
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による研究開発型スタートアップへの支援策の強化として、補助上限の拡大、支援メニューの拡大、海外ベンチャーキャピタルを含めて対象となるベンチャーキャピタルの拡大を行うため、現在（年間60億円）に比べて3倍規模の5年間分1,000億円（年間200億円）の基金を新規造成。【経産省】
- 感染症のみならず資金調達が困難な創薬分野にも実用化開発支援を拡充し、創薬ベンチャーエコシステムを強化するとともに、海外先進エコシステムとの接続強化をはかる。【経産省】
- ファンドが保有する未公開株式について、公正価値評価（時価評価）の導入を促進し、日本のベンチャーキャピタルのパフォーマンスについて、国際間比較を可能にし、海外投資家の呼び込みを進めるため、ベンチャーキャピタルの監査上の留意点や会計処理の実務的な取扱いを明確化。【金融庁】 等

(3) 外国人起業家・投資家の在留資格の要件緩和

- 外国人起業活動促進事業（経産省スタートアップビザ）について、地方自治体だけでなく、国が認定したベンチャーキャピタルやアクセラレーターなどの民間組織も確認手続を行えるようにするとともに、最長在留期間の延長を図る。【内閣府、法務省、経産省】
- 外国人創業活動促進事業（特区スタートアップビザ）におけるコワーキングスペース等の特例について、経産省スタートアップビザにおいても活用可能とすることを含めた全国展開や適用施設の拡大、在留資格「経営・管理」の更新申請に係る事業規模要件の緩和の可否を検討。【内閣府、法務省、経産省】

1. 海外から見て魅力ある成長分野の強化

(3) 外国人起業家・投資家の在留資格の要件緩和（続き）

- スタートアップビザを取得した外国人起業家が上陸後早期に銀行口座開設が可能となるよう所要の措置を講ずる。【内閣府、金融庁、財務省】
- 海外のエンジェル投資家に対する在留資格付与を円滑化。【法務省、経産省】 等

(4) 半導体、バイオ、GX、DXなど重要分野への投資促進

- 以下の投資促進支援施策等を活用しつつ、戦略的に重要分野において、外国企業も含め、投資を促進。【経産省、総務省】
 - 先端半導体生産基盤整備基金
 - 経済環境変化に応じた重要物資サプライチェーン強靱化支援事業（基金）
 - ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業（基金）
 - バイオものづくり革命推進事業
 - データセンターの地方拠点整備
 - ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（基金）
 - 革新的情報通信技術（Beyond 5G(6G)）基金事業
 - グリーンイノベーション基金
- 「国内投資拡大のための官民連携フォーラム」を通じた、全国的な国内投資の拡大に向けた国民的な機運の醸成。
- サステナブルファイナンスにかかる市場環境整備（日本取引所グループ（JPX）と連携したESG債情報プラットフォームの構築、トランジション・ファイナンスの推進に向けた環境整備（分野別技術ロードマップの充実等）、サステナビリティ等に関する企業開示の充実、資本性を備えた ESG 商品の拡充、インパクト投資の推進等）【金融庁、経産省、環境省】
- 医療系ベンチャー等を対象とした、薬機法の対象となる新製品の实用化支援について、海外企業からの相談・アクセスが向上するような環境を整備。【厚労省】
- フードテック分野で海外からの投資を呼び込む取組を進めるために、海外の農林水産及び食品関連企業と日本企業・研究機関とのマッチングを促進。【農水省、経産省】 等

(5) 地方活性化につながる人材や資金の呼び込み

- 外国企業の日本進出支援事業及びJ-Bridge等を通じて、日本に既に進出している外資系企業の日本定着と地方への二次投資を促進するためのマッチングを強化。【経産省】
- デジタル田園都市国家構想交付金により、地方自治体による海外企業へのプロモーション、立地に向けた誘致活動等を支援。また、国際広報や大阪・関西万博など様々な機会を捉え、デジタル田園都市国家構想に係る地域の投資先としての魅力を対外発信。【内閣官房、内閣府】
- スーパーシティ型国家戦略特区等を活用した対日直接投資の推進【内閣府】 等

2. 海外の人材や資金を呼び込むビジネス環境の改善

(1) 海外の高度人材の受入れ促進

- 高度人材受入れについて、世界に伍する水準の新たな制度の創設を含め改革を進めるべく、施策を具体化する。高度人材受入れ拡大に向け、税制や規制などの制度面も含めた課題の把握・検討を行い、必要な対応を行う。【内閣官房、法務省、経済産業省】
- 日本国内企業における高度外国人材の採用から活躍までの継続的な伴走型支援。【経産省】
- 日本企業・海外の日系企業による高度外国人材の獲得支援（東南アジアを中心にジョブフェア開催）【経産省】
- 高度な技術や専門知識を有する海外人材と日本のスタートアップとの協業を促すため、海外人材の呼び込み、民間と連携した国内外のWeb3.0人材の交流機会の創出など、海外人材が活躍できる環境を整備。【経産省、デジタル庁】 等

(2) 留学生交流促進・定着支援

- 意欲ある生徒・学生の留学促進を行う「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進など、若者の海外留学促進に向けた留学支援の取組を推進。【文科省】
- JICAのプログラムを通じて、途上国から日本の大学院への留学生の受入れと国内企業等へのインターンシップを促進。【外務省】
- 留学生就職促進プログラム等により、大学等における外国人留学生の就職・起業支援を強化。【文科省】
- 地域の地方公共団体・大学・経済団体等から構成されたコンソーシアムを形成するなど、外国人留学生の就職・定着・起業の支援に向けた連携を強化。【経産省、文科省】 等
- 大学の世界展開力強化事業等により、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間における質保証を伴った大学間交流を支援し、優秀な外国人学生の受入れも推進。【文科省】
- 国際的に通用するグローバル人材の育成を図るため、英語によるコース、英語教育の充実、外国人材登用等の徹底した国際化に取り組む大学の抜本的強化。【文科省】
- 日本発オンライン国際教育プラットフォーム「JV-Campus」における共同利用コンテンツ整備を加速化し、外国人留学生呼び込みのハブとなる基盤を構築。【文科省】

(3) 専門人材不足への対応

- 在留資格「特定技能」の対象分野の追加、「特定技能」に関する手続の簡素化を検討。【法務省、内閣府】
- デジタル推進人材を5年間で230万人育成。【内閣官房、厚労省、文科省、経産省等】 等

(4) 投資の予見可能性の向上

- 経済安全保障推進法等の趣旨や政策内容、本法に基づく制度の具体的な手続等について、事業者等を含む国民に対して、十分な周知・広報及び情報提供を行うとともに、施策によっては、その措置の対象者からの相談にきめ細かく対応する相談窓口を設置することや、施策の実施に係るQ&Aを公表すること等を通じて積極的に双方向のコミュニケーションを図る。その際、法律の趣旨等について、内外に正確に伝わるような資料の作成等について検討する。また、本法に基づく制度の施行状況についても、国会を含め、国民に公表し、十分な説明を行う。【内閣府】 等

2. 海外の人材や資金を呼び込むビジネス環境の改善

(5) 「国際金融センター」の実現

- 海外投資家を含むステークホルダーから幅広く意見を聞き検討を行う場（フォーラム）を設け、来春目途に、コーポレートガバナンス改革を実質面で推し進めるための「アクション・プログラム」を取りまとめ。【金融庁】
- 海外事業者への直接の働きかけやニーズ等のヒアリングを積極的に進め、日本への進出に関する潜在的ニーズや課題を常に正確に把握しつつ、海外主要メディア等の広報チャンネル拡大、「国際金融センター」専用ウェブサイトの拡充等を効果的・戦略的に実施。【金融庁】
- 英語での登録審査や監督を行う「拠点開設サポートオフィス」の機能と体制を強化し、海外金融事業者に更に寄り添う行政サービスや新たに信用保証等の支援の提供を目指す。【金融庁、財務省、経済産業省】
- 海外の高度金融人材・金融事業者からみて日本進出の障害とみなされている課題を始め、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。【金融庁】 等

(6) ビジネス環境の整備

- 最先端のデジタル技術を活用することで、規制や行政手続のデジタル化を推進（アナログ規制について、2024年6月までの2年間を目途に約1万件を一掃）。【デジタル庁】
- JETROとの連携等による銀行口座開設の標準手続の英語での公表等の取組を通じて、外国人・外国企業の銀行口座開設を円滑化。【金融庁、経産省】
- 商業登記における法人代表者住所の表示の在り方について、デジタルで閲覧する場合を含め、情報の閲覧を可能とすることにより得られる公共の利益と個人のプライバシー保護とのバランスに配慮しつつ制度の趣旨目的に照らした見直しを行う。【法務省、デジタル庁】
- 法人が自ら発行して保有する暗号資産のうち一定の譲渡制限が行われているものについて、法人税の期末時価評価課税の対象から除外するように措置。【金融庁】
- 企業の立地環境の向上等のため、港湾の整備やDX, GXを推進し、港湾の国際競争力の向上等を図ることで、荷主や船社に選ばれる港湾の形成に取り組む。【国交省】
- 新たなKPIを設定した上で、日本法令の外国語訳を国際発信。また、国際仲裁の活性化を図る。【法務省】
- 海外事業者による要望を収集する環境を整えるべく、規制の見直しや規制緩和に向けて関連する各種手続（パブリックコメント、ノーアクションレター、グレーゾーン解消制度、サンドボックス制度等）の英語対応の円滑化に向けて取り組む。【内閣官房、内閣府、総務省、経産省、関係省庁】
- デジタル田園都市国家インフラ整備計画に基づき、世界最高水準の通信環境を実現すべく、光ファイバや5G、データセンター等の整備促進に取り組む。【総務省】
- テレワークを導入しようとする企業等に対する相談支援やテレワークに関する普及啓発を実施するとともに、テレワークによる地域課題の解決に係る実証等を実施（テレワーク導入率等に関する新たなKPIを設定予定）。【総務省】 等

(7) 外国人の生活環境の整備

- 海外のボーディングスクール（寄宿制学校）をはじめとするインターナショナルスクールに関する情報充実・実態把握。JETROは、インターナショナルスクールを含む外国人の生活・事業の立上げに資する情報発信を強化する。【経産省、文科省】
- 外国人の子供の就学を支援するとともに、学校での日本語指導体制の構築など、教育環境の整備を推進。【文科省】

2. 海外の人材や資金を呼び込むビジネス環境の改善

(7) 外国人の生活環境の整備（続き）

- 外国人等との共生社会の実現に向け、日本語教育の質の維持向上のため、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の新たな資格制度について環境整備を推進。【文科省】
- 医療施設における多言語対応・オンライン化を促進。【厚労省】
- 国家戦略特区制度による外国医師の診察業務解禁について、特区自治体のニーズを汲み取り、対象国の拡大、医師人数や医療機関の拡大等の横展開を検討。【内閣府】
- 訪日外国人旅行者の受入環境整備として、訪日外国人患者の受入機能強化（翻訳機器の整備等）、観光施設・医療機関等における危機管理対応能力強化（多言語対応の強化等）などを支援。【国交省】
- 税関手続における電子申告ゲートの利便性向上と利用拡充【財務省】
- ペットと同伴して入国する際の証明書の電子化等。【農水省】 等

3. 海外への発信・プロモーションの強化

(1) 開国プロモーション活動等による対日投資喚起

- 海外企業に向けた大規模な開国プロモーションを展開するとともに、海外企業経営者層等を日本に招聘し、協業候補とのマッチングや国内での協業等に向けた実証を支援。【経産省】

(2) 在外公館・JETROなど在外機関の連携の抜本強化

- 在外公館長のトップマネジメントによる在外公館とJETROを中心とした対日直接投資推進体制の強化と、定期的にその進捗・成果をハイレベルでフォローアップできる仕組みを検討し、2023年初頭からの開始を目指して具体化する。【外務省、内閣府、経産省等】
- 対日投資総合案内窓口を通じた、関係省庁・ジェトロの連携による外国企業への情報提供体制の強化。【内閣府】

(3) 対外発信の強化

- 外国メディアを通じたプロモーションなど、海外PR会社等と連携した複合的な活動の実施を通じ、水際規制からの開国を海外のビジネスパーソンに効果的にPR。【内閣官房、内閣府、経産省、関係省庁】
- 入国に係る様々な手続を行う「Visit Japan Web」について、更なる利便性の向上と対外発信の強化。【デジタル庁、国交省等】
- 来年のG7広島サミット・関係閣僚会合やその関連イベント、日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議、更には2025年大阪・関西万博に向けた様々な経済、外交上の会合の機会を捉え、トップレベルで、我が国の魅力の発信や、対日直接投資促進のための会合の開催など様々なプロモーションを実施。特に、2023年は我が国がG7議長国であることを踏まえ、海外企業トップ層等の日本への招聘を含め、我が国への海外からの大胆な投資を喚起するためのプロモーションの機会を追求。【内閣府、外務省、経産省、関係省庁】 等